

法務省

- 被災地への専門家派遣.....P.1
- 司法過疎地への法律事務所の設置.....P.2
- 登記所備付地図整備の推進.....P.3
- 観光立国実現のための出入国審査の充実.....P.4

施策名	被災地への専門家派遣											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	震災特別交付 税にて措置 (震災特別交付 税にて措置)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備							継続				
	—	—			—			○					継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		総合法律支援法第7条							
概要 (支援の仕組み等)	—	5.(4)(治安・司法・危機管理等) 20ページ			—														
	東日本大震災で被災した地方自治体に法的整理の解決を図る支援として弁護士を任期付職員として派遣する。																		
支援対象者 (実施主体)	地方自治体																		
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> 街づくりのための実施行為(高台への集団移転に伴う用地買収交渉等) 災害援護資金貸付事業の適切な実施への関与 復興アクションプランの改訂作業への関与 復興関連の条例立案 震災対応によって生じる法的問題への対応についての助言 自治体職員に対する研修の実施 など 																		
想定する具体的 効果	法的問題の解決を通じ、被災地の復興の推進に貢献する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	被災自治体の要望の有無や受入態勢の整備状況等を踏まえ、日本司法支援センターと日本弁護士連合会等が協議して決定する。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、情 報通信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他
	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
省庁名	法務省																		
担当課室	大臣官房司法法制部司法法制課											電話(直通)		03-3592-7884					
URL																			

施策名	司法過疎地への法律事務所の設置											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,507 (12,836)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	—											○							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		総合法律支援法第30条	
—											5.(4)(治安・司法・危機管理等) 20ページ		—						
概要 (支援の仕組み等)	司法過疎地域に法律事務所を設置し、司法アクセスが届きにくい地域住民に法的サービスの提供を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	司法過疎地域																		
支援内容 (単価・水準等)	司法過疎地域に日本司法支援センターが雇用する弁護士を配置して、以下の法的サービスの提供を行う。 ・ 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、民事裁判等手続の準備及び追行のための弁護士又は司法書士の費用等の立替えを行う(民事法律扶助)。 ・ 被疑者や被告人が、貧困等の理由で自分で弁護人を選任できない場合に、本人の請求または裁判官の職権により選任され、弁護活動を行う(国選弁護)。 ・ 一般の開業している弁護士と同様に、有償での法律相談・事件の受任等の法律サービスを提供する。 など																		
想定する具体的効果	身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易ではない司法過疎地域の解消。																		
支援手続 (申請～交付決定)	日本弁護士連合会とも連携しながら、地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、地方自治体等地域関係機関の支援体制などを考慮して設置の必要性を判断している。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
省庁名	法務省																		
担当課室	大臣官房司法法制部司法法制課											電話(直通)		03-3592-7884					
URL																			

施策名	登記所備付地図整備の推進														予算		税制		法制度		予算額(百万円)		2,451 (2,323)			
															公共	非公共	—	○	—	○	上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)					
															—	○	—	○								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)					
	—														①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				—		○		—									
	—				21ページ4行目				—				—		根拠法令等		・不動産登記法第14条第1項 ・都市再生基本方針第二.2 ・地理空間情報活用推進基本計画II.1.(1).①									
概要 (支援の仕組み等)	登記所備付地図の整備は大幅に遅れている状況にあり、これが、土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行の阻害要因の一つとなっていることから、法務局(登記所)において、(1)地図混乱地域における登記所備付地図作成作業及び(2)筆界特定制度を実施するものである。なお、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月)において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが盛り込まれる等、登記所備付地図の整備の重要性は、広く認識されている。																									
支援対象者 (実施主体)	—																									
支援内容 (単価・水準等)	—																									
想定する具体的効果	—																									
支援手続 (申請～交付決定)	—																									
変更のポイント	—																									
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																					
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT パソコン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他							
	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
省庁名	法務省																									
担当課室	民事局民事第二課														電話(直通)		03-3580-4143									
URL	—																									

施策名	観光立国実現のための出入国審査の充実											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,831の 内数 14,819 の内数		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		出入国管理及び難民認定法							
	84ページ		14ページ			—													
概要 (支援の仕組み等)	出入国管理システムの適切な運用・更新等による審査体制の整備により、出入国審査の迅速化・円滑化を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	—																		
支援内容 (単価・水準等)	—																		
想定する具体的 効果	—																		
支援手続 (申請～交付決定)	—																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、情 報通信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他
	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	法務省																		
担当課室	入国管理局総務課企画室											電話(直通)		03-3592-6852					
URL																			